

令和四年度
事業報告書

第 6 期

自 令和 4 年 4 月 1 日

至 令和 5 年 3 月 31 日



社会福祉法人 気づき

千葉県松戸市六高台 3 丁目 85

目 次

法人概要	1
各事業所別事業報告	
法人本部	2
ケアラ思いやり	10
マネージャー思いやり	13
思いやり保育	16
療養デイ思いやりキッズ	19
思いやり支援室	22

1. 法人概要

法 人 名	社会福祉法人気づき
設 立 年 月 日	平成 30 年 2 月 1 日
代 表 者 名	理事長 佐塚みさ子
所 在 地	千葉県松戸市六高台 3 丁目 85
電 話 番 号	047-702-7345

2. 理念

「気づきと思いやり」

3. 沿革

平成 30 年 2 月 1 日	社会福祉法人気づき	設立
平成 30 年 4 月 1 日	ケアラ思いやり	事業開始
	マネージャー思いやり	事業開始
	思いやり保育	事業開始
	思いやり支援室	事業開始
令和 4 年 6 月 1 日	療養デイ思いやりキッズ	事業開始

4. 事業内容

○第二種社会福祉事業

老人居宅介護等支援事業（ケアラ思いやり）

障害児相談支援事業（思いやり支援室）

特定相談支援事業（思いやり支援室）

児童発達支援事業（思いやり保育）

○公益事業

居宅介護支援事業（マネージャー思いやり）

療養通所介護、児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業

（療養デイ思いやりキッズ）

令和四年度 事業報告書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

社会福祉法人気づき 法人本部

活動の成果

- (1) 定例（臨時）理事会、定例（臨時）評議員会の開催
- (2) 療養デイ思いやりキッズ新規事業開始
- (3) 新型コロナウイルス感染防止と感染者対応
- (4) 経営品質研修会、バックオフィス研修の実施
- (5) 職員動向・令和四年度入職職員
- (6) 虐待に関する報告
- (7) 事故報告
- (8) その他の活動

(1) 理事会および評議員会開催状況

日時	議会名	出席数	議題
5月21日	令和3年度 会計監査	(監事) 2/2	① 令和3年度 会計監査
5月28日	第1回 定時理事会	(理事) 8/9 (監事) 2/2	① 第1号議案 令和3年度事業報告について ② 第2号議案 計算書類（貸借対照表および収支計算書）及びその附属明細書について ③ 第3号議案 財産目録について ④ 第4号議案 社会福祉充実計画について ⑤ 第5号議案 理事長及び業務執行理事の職務執行状況報告について ⑥ 第6号議案 評議員会の日時及び場所、議案について ⑦ その他 次回理事会の開催予定について等
6月19日	第1回 定時評議員会	(評議員) 8/10	① 第1号議案 計算書類（貸借対照表および収支計算書）及びその附属明細書について

			② 第2号議案 財産目録について ③ 第3号議案 理事の選任について ④ 第1号報告 令和3年度事業報告について ⑤ 第2号報告 社会福祉充実計画について ⑥ 第3号報告 理事長及び業務執行理事の職務執行状況報告について ⑦ その他 次回評議員会について等
9月13日	第2回 臨時理事会 (文書)	(理事) 9/9 (監事) 2/2	① 第1号議案 社会福祉法人気づき業務執行理事任命の件
2月12日	第3回 臨時理事会	(理事) 9/9 (監事) 2/2	① 第1号議案 令和5年度事業計画案について ② 第2号議案 令和5年度予算案について ③ 第3号議案 理事・監事選任候補者の推薦について ④ 第4号議案 経理規程の変更について ⑤ 第5号議案 定款細則の変更について ⑥ 第6号議案 退職金規定の変更について ⑦ 第1号報告 理事長（および業務執行理事）の職務執行状況報告について ⑧ その他 次回理事会の開催等について
3月18日	第4回 臨時理事会	(理事) 9/9 (監事) 1/2	① 第1号報告 高齢者虐待に係る調査等についての報告

(2) 療養デイ思いやりキッズ新規事業開始

令和4年6月1日より、療養デイ思いやりキッズ（公益事業 児童発達支援、放課後等デイサービス、療養通所介護の多機能）を新規開設した。また、令和4年12月1日より松戸

市重症心身障害児通所支援事業所開設延長支援を開始した。

(3) 新型コロナウイルス感染防止及び感染者対応

令和4年7月から令和4年12月にかけて職員23名、利用者13名の感染を確認した。感染事業所数は10事業所にのぼり、そのうち2事業所がクラスター認定となった。職員は自宅療養ののち全員が復職したが、感染した利用者のうち1名が逝去された。感染防止対応は感染委員会を中心とし、職員の健康チェック、日々の消毒・換気、三密を避けるなどを継続的にこなした。12月19日の家族からの感染と思われる職員の感染を最後に、それ以降の感染は発生していない。系列施設では、1日の面会者数と面会時間を制限し感染を発生させることなく経過した。

事業所名	感染職員数	感染利用者数	感染した月
サボテン六高台（サ高住）	2名	1名	7月、11月、12月
思いやり保育	6名	5名	7月、<u>9月（ク）</u>
療養デイ思いやりキッズ	1名	1名	7月、8月
ケアラ思いやり	5名	1名	8月、11月、12月
看多機サボテン	3名	5名	<u>11月（ク）</u>、12月
訪問看護サボテン	1名	—	12月
訪問看護サボテン六高台	1名	—	11月
ケアマネサボテン	1名	—	11月
マネージャー思いやり	2名	—	9月、12月
思いやり支援室	1名	—	12月

※感染者数は、社福）気づき、株）アースの合計

※下線太文字（ク） クラスター認定

※5名以上の感染でも発生時期によりクラスターには認定されなかった

令和5年1月から令和5年3月末まで、千葉県より配布された抗原検査キットにより、両法人の全職員に対し週2回の検査実施と報告を義務付け、すべての検査において陰性の確認を行った。令和4年度の千葉県新型コロナウイルス補助金は職員獲得費用を中心に使用したほか、1人600枚のマスクを全職員へ配布、感染予防消耗品、感染時対応消耗品の購入に充てた。5月8日より開始となる新型コロナウイルス予防接種は職員、利

用者に積極的に推奨（希望者のみ）する。また、新型コロナウイルス第5類への移行に伴う行動緩和は、行政からの通知と地域における感染拡大状況を見極めつつ、2週に1回で行われる六高台管理者会議を中心に検討を行い慎重に対策を決定する。

(4) 経営品質研修会、バックオフィス研修の実施

●経営品質研修会

昨年に引き続きヒューマンウェアコンサルティング渡辺昇先生、渡辺充彦先生に講師を依頼し、全11回にわたる経営品質研修会を実施した（令和4年5月から令和5年3月まで）。

【研修開催日及びテーマ一覧】

	研修テーマ	研修日	実施時刻
1	オリエンテーション&地域包括ケアシステム	5月25日	13:30-16:00
2	気づき・アースのビジネスモデル作成	6月29日	13:30-16:00
3	重要成功要因達成モデルの作成	7月27日	13:30-16:00
4	実行計画説明書による実行体系の確認	8月31日	13:30-16:00
5	VS-PDCA サイクルを回す	9月28日	13:30-16:00
6	学習レベル2の考察とアクション	10月26日	13:30-16:00
7	目指せ35%の展開 変革ムードの醸成	11月30日	13:30-16:00
8	目指せ35%の展開 元気が出る職場会議	12月28日	13:30-16:00
9	目指せ35%の展開 評価と賞賛の仕組み	1月25日	13:30-16:00
10	気づき・アースの実行と振り返り体系システム	2月22日	13:30-16:00
11	研究発表大会	3月29日	16:00-19:00

●バックオフィス研修

管理者および職場の職責者が認識しておくべきバックオフィス業務について1年を通して研修を実施した。講師には、両法人顧問弁護士、顧問社労士、顧問税理士に依頼した。研修時間は13時から14時までの1時間とし、zoomによるリモート形式で行った。出席した職員は、各事業所の管理者を中心にサービス提供責任者、経理部職員など。研修日程とテーマは以下のとおり。

	研修テーマ	講師	研修実施日
1	勤務時間・有給休暇の考え方	濱田労務士	4月20日
2	ハラスメント	坪内弁護士	5月18日
3	労働基準法	濱田労務士	6月15日
4	労働関係の紛争事例	坪内弁護士	7月20日
5	労働条件通知書	濱田労務士	8月17日
6	決算書とキャッシュフロー	木内税理士	9月21日
7	医療関係問題	坪内弁護士	10月19日
8	管理監督者	濱田労務士	11月16日
9	個人情報保護	坪内弁護士	12月21日
10	よくある質問集	濱田労務士	1月18日
11	カスハラ対応	坪内弁護士	2月15日
12	相続税	木内税理士	3月15日

(5) 職員動向・令和4年度入職職員

【期首時点での職員数】 常勤 32 名 非常勤 13 名 合計 45 名

事業所名	常勤	非常勤	合計
ケアラ思いやり	23	9	32
マネージャー思いやり	1	1	2
思いやり保育	6	2	8
本部	2	1	3
合計	32	13	45

【期末時点での職員数】 常勤 29 名 非常勤 14 名 合計 43 名

事業所名	常勤	非常勤	合計
ケアラ思いやり	20	6	26
マネージャー思いやり	1	1	2
思いやり保育	4	5	9
療養デイ思いやりキッズ	3	1	4
本部	1	1	2
合計	29	14	43

※役員 6 名（佐塚、原田、平原、川井、樋口、佐々木）を除く

【令和 4 年度入職職員】 ※入職後 3 か月以内に退職した者を除く

	氏名	入職日	職種	形態	所属
1	根本千絵	令和 4 年 4 月 1 日	看護師	常勤	思いやり保育
2	横山千春	令和 4 年 5 月 9 日	看護師	非常勤	思いやり保育
3	中澤哲美	令和 4 年 6 月 1 日	児童指導員	非常勤	思いやり保育
4	岡田敏孝	令和 4 年 6 月 7 日	作業療法士	非常勤	保育・キッズ

(6) 虐待に関する報告

令和 5 年 1 月 22 日にケアラ思いやり職員が利用者に対して行った言動について、松戸市地域包括ケア推進課より心理的虐待に当たると認定された。短期、中期、長期にわたる改善計画書及びモニタリング評価票を提出し、改善に向けた取り組みと自己評価についての報告を行う。改善を要する事項を「虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足と介護職員の感情コントロール」とし、サービス提供責任者と協働でケアに入ることでのコミュニケーションをはじめとしたケアの方法について指導するほか、介護職員初任者研修テキストや SNS 等を利用して虐待の定義、権利擁護についての知識を学んでいく。短期改善計画とモニタリング評価票は令和 5 年 4 月 17 日に提出しており、次回の提出は 7 月 14 日を予定している。令和 5 年 3 月 18 日に招集した臨時理事会にて報告、評議員会への報告は文書によって行った。

(7) 事故報告

令和 3 年度（令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 2 月 28 日）に報告された事故（アクシデント）レポート及びヒヤヒヤ（インシデント）レポートの総数は 50 件（インシデント 16 件、アクシデント 34 件）だった。アクシデントの内容は、転倒に関する報告（ベッド、車いすからの転落・滑落を発見）が最も多く 7 件であった。次いで内服に関するアクシデント（服薬忘れ）が 5 件であった。アクシデント報告は利用者に対して有害事象であったかどうかに関わらず未然に防ぐことができなかった事象についてのすべてを該当事例とした。事象発生後 48 時間以内に 42 件（84%）が報告されており、報告後速やかに現場に共有された。インシデントの内容は、内服に関するもの、食事に関するものがともに 4 件で、内服に関してはそのすべてが配薬セットミス、食事に関してはそのすべてが経管栄養の注入忘れだった。年間を通して報告されたレポートは、研究発表会にて全

職員に共有されるほか半期ごとに行われる家族会にて利用者様家族に報告した。令和4年度に提出されたレポートの内訳は別紙参照。

(8) その他の活動

●研究発表会

2月10日に地域の多目的ホール（虹のホール）にて対面式（一部 zoom によるリモート）の研修発表会を開催した。一堂に会しての開催は3年ぶりとなった。社会福祉法人気づきの評議員2名、外部識者3名にご出席いただいたほか、松戸市立総合医療センター医療福祉相談室の濱岡様より講評を頂戴した。

開催日時：令和5年2月10日 17:00～19:45

開催場所：イベントハウス虹のホール（松戸市六実 1-6-2）

テーマ	事業所	発表者
身寄りなく生活困窮した障害者への支援	マネージャー思いやり	浅井直之
チェックリストを活用した忘れ物ゼロへの取り組み ～適切な通所利用のために～	看多機サボテン（ア）	原口宏美
訪看事務における業務改善の取り組み	訪問看護サボテン砂町（ア）	遠藤大
小児の医療的ケア簡素化に向けてのアプローチ	訪問看護サボテン（ア）	石井弘子
デスカンファレンスを通して学んだこと	訪問看護サボテン六高台（ア）	圖師和美
在宅褥瘡管理 ～アセスメントと評価、治癒に向けての多職種連携～	訪問看護サボテン北国分（ア）	庄司良香
スムーズな文字盤コミュニケーション ～初心者でもやりやすい文字盤を目指して～	ケアラ思いやり	神田隆
「医ケア児支援法」に先駆けた先進地域の調査 ～医ケア児が母の里帰り出産に同行するために～	発達支援室びーんず（外）	富永文子様
講評	松戸市立総合医療センター	濱岡孝恵様
委員会報告		

※（ア）・・・株式会社アース所属の事業所 （外）・・・外部の事業所

●六実・六高台居場所づくり

松戸市地域共生課主導での取り組みである「多世代まるごと居場所づくり まつどDEつながるステーション」に実行委員として会議・イベントに参加した。

開催日	内容	場所
8月23日	夏祭り	六実市民センター
9月20日	ものづくり	高柳町会館
10月20日	体操・ヨガ	六実市民センター
11月10日	めぐり体操	
12月23日	落語・マジック	信隆寺
1月28日	昔あそび	やなぎ町会館
2月25日	健康づくり	六実集会所
3月19日	春祭り	郵政官舎駐車場

令和四年度 事業報告書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

社会福祉法人気づき ケアラ思いやり

1. 活動の成果

時期	催し
5月	さくらカフェ
5月	菖蒲湯・カフェ
7月	七夕 流しそうめん・カフェ
8月	夏祭り・カフェ
9月	敬老会・カフェ
10月	キッチンカー(タコス)
11月	紙芝居
12月	クリスマス会
1月	サボテン神社初詣
2月	節分

2. 事業実施体制

●職員体制

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
人数	30	30	29	28	29	28	27	25	25	25	25	26

【期末時点での職種別職員数】常勤：20名 非常勤：6名

- ・管理者 1名 ・サービス提供責任者 4名
- ・介護福祉士 14名 ・初任者研修修了者 4名
- ・ヘルパー2級 6名 ・重度訪問介護従業者 1名
- ・事務 1名

昨年度5名の職員が退職したことにより、1日約30人の利用者を日中の時間帯は6人前後で対応（これまでは7～8人）した。さらに急病や家庭の事情等により突発的に発生する職

員の休みは、勤務変更とその他の職員の残業で対応せざるを得なかった。職員の獲得が難しい中、業務の改善と構造化、「22 時までの勤務を 21 時までの勤務に変える」「遅い時間のサ高住外の訪問を調整する」など勤務体制を見直すことで日中の時間帯に職員を多く配置できるようにした。職員の獲得は、近隣の地域に求人募集のチラシを配り介護士のみではなく夜勤専従の看護師も含めた求人活動を行っている。一方、パート職員の時給を改善したことによりモチベーションが上がり、常勤職員への移行や扶養範囲内の働き方を外れるスタッフが一定数出てきたことで職員の疲弊を分散できた。

1 月に職員による利用者への心理的虐待と認定される事案が発生した。ご本人への謝罪は、当該職員及び管理者が誠意をもって行った。また、虐待に関する教育と研修の実施、職員管理と振り返りを継続的に行い、当該職員のみならず法人全体として捉え、地域からの信頼を回復するべく真摯に対応する。

3. 利用者数の推移

(人)

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
利用者数	36	38	36	38	39	38	37	36	35	35	36	39
外訪問	7	10	8	11	11	8	11	11	11	11	11	12
施設訪問	29	28	28	27	28	30	26	25	24	24	25	27

<利用者数の推移>

今年度は入居者の入れ替わりが多く、最終末期での入居のため短期間でお亡くなりになる利用者が多かった。また、利用者の多くは頻回な喀痰吸引等のケアが必要な方、重度の認知症ケアが必要な方など様々である。家事援助の依頼が主である一般居宅（外訪問）への訪問介護は、依頼件数は少しずつ増えているが職員が減少しているため新規の依頼を断らざるを得ない場合もあった。

4. 介護職研修の年間開催実績と内容

今年は感染対策を行ったうえでの対面形式とリモート形式で実施した。

開催月	内容
4 月	YouTube「母の辛抱と幸せ」「おばあちゃんの世界②」
5 月	呼吸器管理
6 月	医療安全
7 月	認知症及び認知症ケア
8 月	感染症とは / とろみ剤の正しい使い方
9 月	介護予防及び要介護度進行予防 吸引研修 不適切な介護(外部研修)
10 月	感染症対策
11 月	身体拘束・虐待防止

12 月	プライバシーの保護の取組・倫理及び法令遵守
1 月	自己理解と他者理解
2 月	研究発表 虐待の発見から関係機関との連携（外部研修）
3 月	防災について

5. コロナ感染について

感染対策として、マスクの着用、検温、手指消毒、1 行為 1 手洗い、一日 2 回の生活動線の消毒、換気を行っている。熱発した場合の早めの対応、ワクチン接種、抗原検査を行うことで、感染が拡大することなく過ごす事ができた。家族との面会もコロナ感染状況に応じた対応を行った。

6. ご利用者様の QOL の向上

少しずつコロナ禍前の生活に戻りつつある。外に散歩に行ったり、入居者皆で食事をしたりする等楽しみを見つけている。QOL 向上の施策・イベントとして昨年度はカフェを毎月開催し、飲み物の提供、ゲームやスイカ割りを行った。3 月に行ったバイキングは自身で好きな料理を取れるため、自分の番はまだかという明るい表情で列に並ばれていた入居者もいた。入居者の状況も日々変わっていくが、笑顔が見られる QOL の向上につながるケアを行う。

7. サービス提供責会議の年間実施状況と内容

役員、管理者、サービス提供責任者等が集まり現状の確認、問題点の把握・解決等を話合った。また、利用者ごとの生活状況や身体的問題の解決へ向けて対応を行った。

4 月 5 日	5 月 11 日	6 月 9 日	7 月 7 日	8 月 4 日	9 月 7 日
10 月 4 日	11 月 8 日	12 月 6 日	1 月 13 日	2 月 9 日	3 月 7 日

8. 喀痰吸引等研修 1 号全員取得目標

3 号研修は順調に進めることができたが 1 号研修は取得できなかった（対象職員の体調不良等）。法人の規程として 3 号研修修了者で一定の技術を習得した者を 1 号研修対象者としており、今後も順次対象者の研修を行っていく。

9. 業務上必要なケアの指導、技術の確認を行うシステムの確立

初めて介護を行うスタッフは、1 対 1 で指導し習熟度に合わせた指導を行った。技術は回数を重ねることである程度できるようになるが、コミュニケーション等で躓くスタッフもいる。ケア中に利用者から怒られるとそれが引き金になり、ショックから立ち直れなくなるスタッフもいる。ケアの指導は技術面だけではなく、精神面でのサポートの必要性を感じている。夜勤業務は日中帯の延長になるため、回数を重ねることによって概ね問題なく出来るようになる。緊急時の対応、異常時の発見はその都度対応できるよう指導している。

●計算書類 別紙参照

令和四年度 事業報告書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

社会福祉法人気づき
マネージャー思いやり

1. 事業所目標に対する成果

「自己研鑽と切磋琢磨」と2021年4月に事業所目標を定め、中長期目標として人員確保と、経営安定化として特定事業所加算を目指し、常勤介護支援専門員勤務継続中で、2021年4月以降は特定事業所加算（A）を継続取得できている。

2. 事業実施体制と2022年4月～2023年3月までの利用者推移

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
介護	68	73	66	66	65	70	66	68	72	74	67	71
支援	10	11	11	11	12	16	16	16	14	15	17	15
新規	7、1	5、1	1	2	5、1	5、3	1、1	3、1	10	4、1	5、1	5、1
終了	3	4	4	2	2	4	3	3	6	7	5	2

- ・4月より介護支援専門員が4人員体制となっており、常勤換算2.9人の人員配置で行っている。（＊新規5、1とは、介護5名と支援1名）
- ・年間推移を見てもわかるが、利用者数、新規依頼件数は伸びてきていると考えられる。
- ・自居宅においては、訪問看護と一緒に依頼されることもあり、ターミナル期にある方も多く、支援が始まっても年単位に支援すること無く、短期終了する方々もいるのが現状である。
- ・地域病院相談室への定期的な連携（訪問・電話・FAX）を取り、各地域包括支援センター、本人・家族等からの依頼は、基本『断らない』をモットーに対応している。

3. 居宅介護支援令和4年度業務報告

① 支援困難事例の対応

介護支援専門員は、自分らしい生活を継続的に支援することが仕事を主としており、令

和 4 年度 4 月の改正では各地域包括支援センターより、委託され支援が開始されたケースに対して、委託連携加算（300 単位）が初回月に加算として付けられることになった。担当介護支援専門員一人ではなく、多職種協働することにより、自立を目指した支援の対応が可能となるように支援している。

② 定例ミーティング

マネージャー思いやり事業所では、質の高いケアマネジメントを実現できるように、毎週 1 回（火曜日 30 分程度）担当介護支援専門員より、受け持ち利用者様の問題点、課題、具体的な対応方針、ケアマネジメントに関する技術や地域の社会資源、保険医療・福祉に関する制度等、全利用者様の情報共有を定例会議録として保管管理している。

③ 入院時対応

受け持ち利用者様が入院した場合、入院先病院へ千葉県地域生活連携シートを、作成し病院地域連携室に F A X 持参して連携を図っている。入院中でも情報収集をし、退院や退院後の在宅生活に活用している。今年度はコロナウイルス感染対策等により、病院 MSW や病棟看護師との状態確認となっている。

④ 地域ケア会議

マネージャー思いやりでは六実・六高台地域ケア会議、常盤平地域ケア会議に、全体会年 2 回参加。個別事例検討会は 3 ヶ月に 1 回参加して検討しているが、今年度はコロナウイルス感染対策等の実施により、ZOOM 等でのオンライン開催での参加であった。

⑤ 研修参加

介護支援専門員の研修として、今年度は介護支援専門員（1 年～3 年未満）の研修として千葉県介護支援専門員地域同行型研修に参加している。同行型研修最終日には、受講生としての学びを発表している。

自法人全体での研修参加は、ほぼ 100%の参加であった。

今年度研修参加実績

- ・松戸市居宅介護支援事業所「令和 3 年度介護保険改定内容確認」研修（4/19）
- ・六実六高台ケアマネジャー研究会研修（6/23）
- ・松戸市居宅介護支援事業所「今ケアマネジャーが押さえておきたい国の取り組みや動向」（8/24）
- ・松戸市介護支援専門員協議会「これからのケアマネジャーに求められるもの」研修（10/15）
- ・松戸市医師会「アウトリーチ研修会報告」研修（11/7）
- ・東葛北部 5 市合同研修「グリーフケアとスピリチュアリティ」（11/22）
- ・松戸市地域ケア推進課「自立（自律）支援に向けた介護予防ケアマネジメント」研修（1/28）
- ・千葉県介護支援専門員協議会「私はここで暮らしたい」南関東ブロック研修（2/18）

- ・松戸市介護支援専門員協議会「ネットワーキングイベント（自宅で支えるサービス編）」(3/4)

いずれも ZOOM オンラインで研修参加している。定期的な研修会においても今年度も対面研修の実施は少なかった。

⑥ 新型コロナウイルスと感染対策

ケアマネジメント業務実施時の対応として、アセスメント時は居宅訪問が運営基準で定められているため、感染対策を実施して訪問を行った。5月8日より5類に引き下がったが、今後も日頃からの感染対策を励行していくことが重要と考えられた。

4. 今年度事業所評価

今年度は、管理者1名と常勤1名、非常勤2名（1名は常勤換算0.2）と少ないながらも、離職者を出ることなく一定の利用者推移を維持し新規利用者の拡大も図れ、特定事業所加算（A）の継続取得ができています。また、介護支援専門員としては質の高いサービスや連携を密に取ることのできる事業所として、地域に周知されつつあると考えられる。系列居宅も含め各介護支援専門員自身が高齢となっており、「ケアマネジャーはいつも忙しい」と言うイメージが定着しており、魅力ある仕事としての発信と、新規介護支援専門員獲得に向けて努力していく必要があると考える。

●計算書類 別紙参照

令和四年度 事業報告書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

社会福祉法人気づき 思いやり保育

1. 活動の成果

●保育園交流

- ・障がいがある児童もない児童も分け隔てなく一緒に時間を楽しく過ごし、お互いの児童にとって良い経験となるよう松戸市のサポートを受け、近隣のむつみ保育所との交流が11月より開始。むつみ保育所の児童は、思いやり保育の児童を快く受け入れてくれ、思いやり保育の児童もむつみ保育所の児童の中にすぐに溶け込めた。むつみ保育の児童が、バギーの肘置きから落ちてしまった手をそっと戻してくれるなど、微笑ましい雰囲気も見られた。今期も良いコミュニケーションを図れるよう年間5回程度で計画し、幼児期から思いやる気持ちや助け合いの心を育て、また差別や壁のない地域づくりの一環となっていきたいと考える。

●感覚刺激による成長の促しへの取り組み

- ・音と光遊び+足浴

音と光遊びは、視覚からの光刺激と心地よい音楽でリラクゼーション効果を目的に毎年行っているが、今期は冬季に足浴を追加した。足浴の湯の中にもバスライトを入れ、キラキラと揺れる光でリラクゼーション効果を高めた。また職員も一緒に行い効果を実感・共有し触れ合うことで感覚刺激から良いコミュニケーションを図ることが出来た。

●避難訓練の実施

9月と3月に気づき2階の職員と一緒にスリングとバギー乗車による避難訓練をおこなった。防災委員や消防からの評価は今回頂けなかったが、今回もスムーズに避難できていた。次回の避難訓練は第3者の評価を頂けるよう防災委員と調整を行っていく。

●支援時間の延長

共働き世帯が多いこの時代、障がいがあるから、医療ケアが多いからとの理由で保育所利用できず仕事復帰を諦めていた保護者の仕事復帰をサポートするため、松戸市よりサポート頂き8時から18時の延長お預かりを4月より開始。現在利用児童5名。保護者のほとんどが仕事復帰へ。「延長して頂き以前から働いていた都内の職場に復帰することができました。」「この事業所がなかったら私は仕事できていないです。私たちが毎日笑顔でいられるのも皆さんの手助けがあるからこそだと思っています。」など心温まるご意見を頂いた。今後も働く保護者の方たちをサポートできる事業所でありたい。

●毎月の催し

時期	催し
4 月	花見
5 月	子どもの日制作
6 月	母の日制作
7 月	七夕（屋台イメージ）・プール（8 月まで）
10 月	ハロウィン（コロナ対策で少人数ずつ六高台事務への訪問） 保育園交流
11 月	芸術の秋 制作
12 月	クリスマス（サンタクロースからのプレゼント） 保育園交流（コロナ感染者増加にて中止）
1 月	サボテン神社の初詣、
2 月	節分 バレンタイン制作
3 月	卒園式

●その他の活動

・震災時の内服薬、食事の備蓄について

ここ最近大きな地震が目立つ。保育では昨年同様継続して、2 日分の内服・注入の備蓄徹底を今年度も行っている。内服薬は 3 か月に 1 度交換し、内容が変更になった時はその都度預かっている内服薬の交換をお願いした。また、お預かりしている食料・注入に関する備蓄品は 2 ヶ月に 1 度内容・期限を確認し期限が切れることのないよう引き続き対応をおこなっている。

・「共に生きる社会の実現を願って」外部講師による研修の開催

金沢市障がい児通園施設ひまわり教室で、40 年以上にわたり運営をされてきた徳田茂氏による ZOOM での研修を令和 5 年 3 月より毎月開催している。徳田氏のこれまでの経験、また「分けない」という理念のもと、障がい児や保護者を支えてこられたこれまでの活動は、今、障がい児を支援している私たちにとって、自らを振り返り、これからどうあるべきかを考える貴重な時間となっている。子どもを一人の人間として尊重し、障がいがあってもなくても「一緒に」を当たり前の社会の実現に向けて、この研修で学び得たことを気づきとして自己研鑽に努めていきたいと思う。

2. 事業実施体制

●職員体制

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
人数	9	10	11	11	11	11	11	10	9	9	9	9

【期末時点での職種別職員数】常勤：4名 非常勤：5名 常勤換算：5.2名

- ・管理者兼児童発達管理責任者（看護師） 1名
- ・看護師 4名（常勤1名・非常勤3名 常勤換算2.3）
- ・保育士 0名
- ・児童指導員 1名
- ・リハビリ 2名（常勤1名・常勤兼務1名）

●利用者数の推移

(人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
重心	10	10	9	9	10	9	9	11	11	11	10	10
重心外	2	2	2	2	2	3	2	2	3	3	3	3
月平均	4.9	5.7	5.4	5.1	5.2	4.0	5.6	4.7	5.0	5.4	4.5	4.7

<利用者数の推移>

重心児の利用者数が大半を占めている。療養デイ思いやりキッズの開所により、今年度の卒園児はそのまま利用を継続することができ、放課後等デイサービスの利用事業所がなかなか見つからず困っていた保護者の方からは安堵の声が聞かれた。利用児の総数はやや減少傾向にある。その原因としては、周囲の児童発達支援事業所が送迎対応している影響が考えられる。送迎困難から他事業所へ移行する児童も3名見られた。思いやり保育は延長受け入れも行っているため、事業所が送迎可能な範囲を決め職員としっかり話し合いながら、より合理的に児童の利用を受け入れられるよう送迎の対応を検討していきたい。

●計算書類 別紙参照

令和四年度 事業報告書

令和4年6月1日から令和5年3月31日まで

社会福祉法人気づき 療養デイ思いやりキッズ

1. 活動の成果

●初めての壁面製作

利用者全員（5歳～76歳）の手足に絵具をつけ、大きな模造紙にそれぞれ大きさの違う色とりどりの手形足形を並べ、大きな一本の木を作成した。児童と高齢者が共同で作成した力強い大きな木は、見る人に元気を与えてくれる事業所のシンボルツリーとなった。

●避難訓練の実施

サービス利用中の災害を想定した避難訓練を行った。屋外へ避難誘導する際の医療機器の持ち出し方法や各職員の動きを確認した。高齢者の避難誘導はベッドに寝ている状態でシーツを使用した。シーツでは介助者の負担が大きく安全性に欠けることが分かったためリング状の持ち手が付いた「折り畳み式布担架」を購入した。この担架は避難用として使うだけでなく入浴時の移動などにも使用することとし、普段から使用することで職員全員がいざという時に手際よく使用することが出来るように心がけている。

●支援時間延長

就労しながら（共働き）兄弟児の育児、障害児のケア、送迎を行っている保護者がいる中、支援時間（預かり時間）の希望について保護者にアンケート調査を行った。その結果、支援時間を延長することで「一息入れる時間が作れる」「兄弟児の習い事に慌てることなく集中できて助かる」などの意見が多く、令和4年12月1日より営業時間の変更と支援時間（預かり時間）の延長を開始した。

●放課後等デイサービス利用児の入浴支援

放課後等デイサービスの利用児の入浴支援は、時間的余裕がなく長期休暇（夏休みや冬休みなど）の期間のみの提供であった。一方、成長していく児童を自宅で入浴させることが大きな負担であることが多くの保護者から聞かれ、この要望に応えるべく一週間の試用期間を経たのち学校終了後の入浴支援を開始した。「仕事を終え疲れた体で子どもをお風呂に入れるのは大変だった。助かった。」「子どもの体が大きくなりお風呂に2時間かかっていた。有り難い。」などの声を聞くことができた。

●屋外活動

令和5年1月6日、24時間テレビチャリティー委員会より贈呈して頂いた福祉車両に乗って、市川市動植物園への遠足を実施した。普段は図鑑の中でしか見られなかった動物の見学、満開のさくらの下でのお弁当、職員と一緒に乗車したミニSLなど自然環境の中で五感をフル活用できる体験が出来たことは児童の心身の成長を促す良い機会となった。また保護者からも「学年を超えた友達と出掛けることができ貴重な体験ができた。企画して頂き有難うございます。」「初めて遠足に行くことができ親子共々嬉しく思います。」など企画に対する感謝の言葉をいただいた。

●毎月の催し

時期	催し
6 月	父の日の制作
7 月	七夕まつり・夏まつり
8 月	プール遊び
9 月	壁面づくり
10 月	ハロウィン
11 月	落ち葉拾い
12 月	クリスマス会
1 月	サボテン神社・ハイエース納車式
2 月	節分
3 月	遠足・ひな祭り・卒園式

2. 事業実施体制

●職員体制

	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
職員数	10	10	10	9	8	8	8	8	8	8

【期末時点での職種別職員数】 常勤：4 名 非常勤：4 名 常勤換算：4.3

- ・管理者兼児童発達管理責任者（看護師） 1 名
- ・看護師 2 名（常勤 1 名 非常勤 1 名） 常勤換算 1.3
- ・介護福祉士 1 名（喀痰吸引等研修 1 号修了者）
- ・児童指導員 1 名
- ・リハビリ 3 名（常勤 2 名/訪問看護兼務・非常勤 1 名） 常勤換算 0.15

医療的ケア児が多い中、看護師のみだけでなく喀痰吸引等研修を修了した介護福祉士が在籍しているため、吸引や経管栄養の対応はスムーズかつ安全に実施することができた。リハビリテーションは、常駐職員が不在のため、他事業所との兼務、非常勤の職員がサービス提供時間の中で時間を決めて児童に必要なリハビリを行っている。時間によっては、リハビリ職員による専門的なリハビリが実施できない児童もあり、看護師によるリハビリを行っている。当事業所においてリハビリテーションは重要かつニーズの高いケアの 1 つである。今後、リハビリ職員の配置時間などを再検討し、専門職による質の高いリハビリの提供を継続していく。

●事業別利用者の推移

・児童発達支援（9：30～16：30） → 12月～（9：00～17：00）

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新規	2	1	1	5	0	0	0	0	0	0
重心児	1	1	1	6	6	6	6	6	5	2
重心外	1	2	3	3	2	2	2	2	2	2
終了	0	0	0	1	0	0	0	1	3	4
合計	2	3	4	8	8	8	8	7	4	0
月平均	0.43	0.52	0.64	1.14	0.81	0.57	1.0	0.85	0.58	0.68

・放課後等デイサービス（14：30～16：30） → 12月～（14：30～17：00）

長期休暇期間中（9：30～16：30） → 12月～（9：00～17：00）

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新規	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0
重心児	2	7	7	7	7	7	7	7	7	7
重心外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
終了	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	2	7	7	7	7	7	7	7	7	6
月平均	0.24	1.52	1.59	1.0	1.0	1.14	1.45	1.55	1.47	1.77

・療養デイサービス（9：30～14：00）

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新規	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
終了	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1
月平均	0.4	0.57	0.55	0.52	0.57	0.57	0.6	0.55	0.63	0.64

<利用者数の推移>

一日あたりの平均利用者数は、1.05～3.09人であった。児童発達支援、放課後等デイサービスともに重症心身障害児の割合が多く全体の85%を占めた。療養通所介護利用者においても医療依存度が高く、週3回の利用で入浴支援を中心に行った。放課後等デイサービスの平日の入浴支援開始後は、利用回数を増やした児童もあり増収に繋がった。昨年6月開所時より、登録者数は放課後等デイサービスの利用児が最も多く、児童発達支援は他事業所が利用できないことによる一時的な利用や卒園して放課後等デイサービスへ移行となる児童もあり、3月末で登録利用児が0人となった。今後も全体として放課後等デイサービスの利用児の占める割合が多くなることが見込まれる。入浴支援や屋外活動など、利用者またそのご家族が満足できるよう充実した支援を継続できる体制をしっかりと整えていきたい。

●計算書類 別紙参照

令和四年度 事業報告書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

社会福祉法人気づき 思いやり支援室

1. 活動の成果

思いやり支援室は、障害者（児）が地域で必要な福祉サービスが適切に利用できるよう計画相談の事業を行っている。

●相談支援専門員について

相談支援専門員は他の業務と兼務が可能であるが、当事業所では令和4年1月より専従職員1名で対応している。

2. 事業実施体制

●職員体制

【期末時点での職種別職員数】 常勤 計画相談員 1名 (人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
相談支援専門	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

●利用者数の推移

(人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
障害者	16	16	16	17	17	19	21	22	23	23	23	23
障害児	10	10	12	12	14	14	14	14	14	14	14	17
合計	26	26	28	29	31	31	35	36	37	37	37	40

●障害の種別（令和5年3月末現在）

	新規	終了	終了理由
障害者	14	3	サービス利用終了2名 他市へ転居1名
障害児	7	0	
合計	21	3	

	難病	身体	知的	精神	計
障害者	0	3	6	14	23

●新規相談の経緯

	本人家族	サービス事業所	基幹型相談支援センター	その他	計
障害者	6	3	3	2	14
障害児	7	0	0	0	7
合計	13	3	3	2	21

新規の依頼は、「本人・家族から」が最も多い。障害福祉サービスは、介護保険と異なりセルフプランでサービスを利用している場合も多い（松戸市では約４割）。今期の新規依頼も既にセルフプランでサービスを利用しているが、市役所からの「計画相談員をつけるように」との助言を受けて本人や家族が当事業所に相談したというケースが多かった。障害児においては、特別支援学校の「相談員をつけるように」との指導もあり、その傾向が顕著である。利用者（契約者）数は増えてはいるものの、何らかの精神疾患を有している場合が多く、障害特性からサービス調整に時間がかかったり、連絡がとれなくなるというケースも少なくはない。そのため、利用者が増えても報酬増には直結しにくい面があった。現在の相談支援員が担当して２年が経過し、少しずつ他事業所とも顔の見える関係ができてきた。次年度は担当件数を増やすと共にネットワークを構築し、よりよい支援ができるよう研鑽を積んでいきたい。

●利用しているサービス内容（令和５年３月末現在、重複利用あり）

	生活介護 (通所)	グループ ホーム	居宅介護 (ヘルパ)	就労移行 支援	就労継続支援 A型	就労継続支援 B型
障害者	2	5	8	5	1	4

	児童発達支 援	短期入所	居宅介護 (ヘルパ)	放課後デ イサービ	短期入所
障害児	9	1	1	13	1

●計算書類 別紙参照